

大学院ガイドラインへの意見に対する委員会の回答

(意見募集期間：2016年11月25日(金)～12月20日(火)まで)

2017年1月22日

一般社団法人日本社会福祉教育学校連盟
大学院委員会

日本社会福祉教育学校連盟大学院委員会が作成を進めてきた「社会福祉系大学院におけるカリキュラムと教育システムのガイドライン(案)～福祉人材の生涯にわたるキャリア形成拠点としての役割の深化～」に対して、昨年11月15日より12月20日まで会員校関係者の皆さまにご意見を募集したところ、以下の3つのご意見を頂きました。皆さま方のご協力に改めて感謝を申し上げます。

2017年1月8日に開催された大学院委員会において、検討の上、以下のとおり【回答】をまとめましたので、ご確認を頂けると幸いです。

今後は、この回答に基づいてガイドラインの見直し、2月19日の運営委員会、理事会の議を経て3月27日に開催される総会の決議を行い、機関決定したいと考えております。皆さま方の引き続きのご協力を、なにとぞ宜しくお願い申し上げます。

●ご意見1:

福祉系大学院科目を認定社会福祉士の認証科目に位置づけるうえで、本学からの意見を申し上げます。本学大学院においてもすでに4年前から認定社会福祉士の認証科目を正規のカリキュラムの中に含めておりますが、資格の認知度が低く、また取得した資格が就職に結びつきにくい状況のため、福祉人材育成の社会的ニーズに十分に答えられていないと実感しております。認定社会福祉士にプラスアルファの具体的なカリキュラムを用意して、より魅力ある福祉人材育成の検討が求められるように思います。

【回答】

認定社会福祉士制度については、「資格の認知度が低く、また取得した資格が就職に結びつきにくい状況のため、福祉人材育成の社会的ニーズに十分に答えられていない」というご認識は、多くの制度導入大学院に共通するご認識と考えます。

これを踏まえて、本ガイドラインでは、第V章において、「福祉系大学院における認定社会福祉士の養成教育は、現状では十分な需要の広がりがあるとは言いがたい。今後、高度な福祉に関する知識と実践力を有する福祉人材に対する需要を地域社会において喚起する取り組みを拡大しなければ、福祉系大学院において、認定社会福祉士養成の需要は高まらないだろう」と記します。

この認識を踏まえて、第VI章の「大学院の主体的な取り組み～(3)福祉人材のキャリア形成拠点化」においては、「認定社会福祉士、認定上級社会福祉士の養成については、福祉系大学院独自に行うほか、地域圏域の職能団体や福祉サービス提供団体が行う認証研修やスーパービジョンと連携して資格取得に必要な科目の整備・調整を行う。また必要に応じて、圏域内で職能団体、福祉サービス提供団体が提供する認証研修の状況を把握した上で、認定社会福祉士の資格取得を希望する大学院学生の履修指導を行う」といたします。

ご指摘のご意見「認定社会福祉士にプラスアルファの具体的なカリキュラムを用意して、より魅力ある福祉人材育成の検討が求められる」に対しては、II章「3. 高度専門職業人養成を並立したカリキュラムの再編」において、「認定社会福祉士制度は、福祉人材のキャリアパス形成に関わる継続教育において、より有効に機能することが求められ

る。そのため福祉系大学院科目（②ソーシャルワーク型）を、認定社会福祉士の認証科目に位置づけることができる。その場合大学院科目として、より魅力的な教育内容を付加することにより、認定社会福祉士への動機付けを促すことが望まれる。」と追加いたします。

●ご意見2:

新たに考慮すべき科目・教育内容に、次の2つを追加することをご検討いただければと存じます。

①産業ソーシャルワークに関する科目 ②関係法規に関する科目

なお、②につきましては、労働法、社会保障法、医事法等を広く含むものを意味しております。

【回答】

貴重なご意見、ありがとうございました。②関係法規に関する科目につきましては、例示ではございますが、表2のC群俯瞰型科目の「他の例示」に「社会保障法等関係法」を追加いたします。また、①産業ソーシャルワークにつきましては、本ガイドラインが分野別ソーシャルワークを横断する方法論の習得を強調する性格を持つため、分野の例示に追加することを控えさせていただきます。宜しくご理解を頂けると幸いです。

●ご意見3:

①各大学院の状況に応じて必修とするか、選択とするか判断する必要があると最後に記載されているにも関わらず、「E群:実習」が、必修とする記載が多く、強調されている。必修と記載されている部分においても、状況により判断の必要があると明記されるとわかりやすいと思います。

②大学院生に向けて研究倫理教育を強化すべきではないでしょうか。ガイドラインにはその視点が抜け落ちているように感じました。修士・博士論文の執筆や学振等の外部資金へのエントリーを見通すならば当然であるし、研究職へつながるキャリア教育の一環としても、必要不可欠な内容だと思います。

【回答】

①に対して

新しいガイドラインでは、「E群:実習」は各大学院の状況に応じて必修の可否を判断する、としております（Ⅱ章3.教育内容①）。2006年ガイドラインにおいて、「E群:実習」が必修であったことの記載表現が誤解を招いたように考え、各所で記述方法を変更いたします。

②に対して

貴重なご意見、ありがとうございました。研究倫理に関する教育は重要ですので、Ⅲ章2に以下のとおり、追加いたします。

「○研究方法論科目の中には、研究倫理に関する教育内容を含める必要がある。修士論文・博士論文に関わる研究の遂行・執筆・公表に関わる事項はもちろん、研究を行う者の基礎的な資質として、研究職へつながるキャリア教育の一環として、こんにち求められる研究倫理を十分に教授しなければならない。これに関連して、学位論文研究の実施に当たっては、必要に応じて大学等が行う研究倫理審査の受審を推奨する必要がある。」